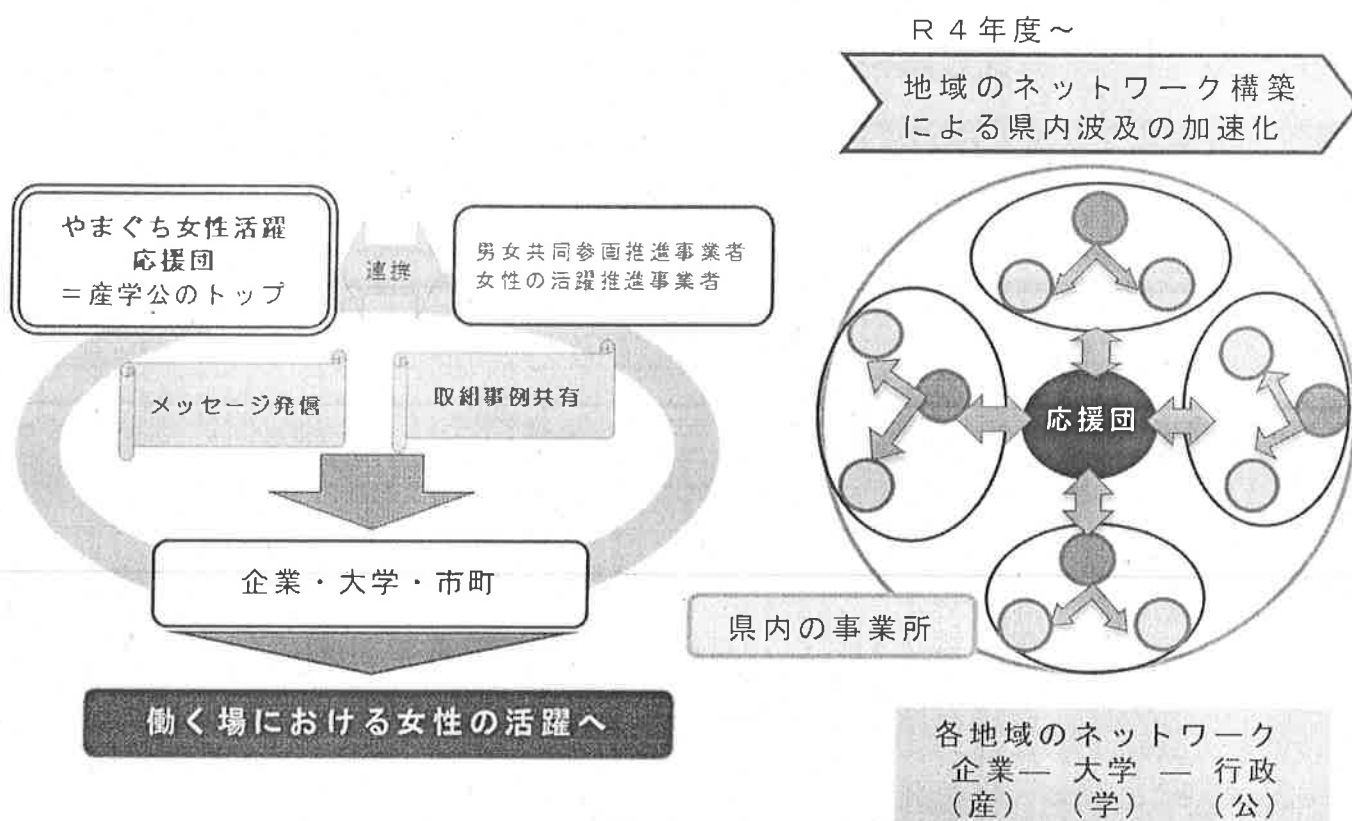


令和4年度の主な取組について

I やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウムの開催について

働く場における女性の活躍を応援するため、産学公の代表者で結成した「やまぐち女性活躍応援団」の取組として、今年度新たに、市や地域の企業・大学等の関係者による「地域シンポジウム」を開催し、地域における女性活躍の取組の普及拡大を図る。



<やまぐち女性活躍応援団メンバー（R2.8.26結成）>

団 体 名	
山口県	山口経済同友会
山口県経営者協会	大学リーグやまぐち
山口県商工会議所連合会	山口県市長会
山口県商工会連合会	山口県町村会
山口県中小企業団体中央会	

1 開催日程等

開催地	日 時	会 場
宇部市	10月18日(火)13:30~15:30	ときわ湖水ホール (宇部市沖宇部 254 番地)
周南市	11月11日(金) //	学び・交流プラザ (周南市中央町 4 番 10 号)

2 参加対象

企業関係者、大学生、その他一般県民等 100名(会場)
 ※オンライン(100名)併用、後日オンデマンド配信も予定

3 次第(案)

- 知事・市長挨拶 13:30~13:40 (10分)
- 基調講演 13:40~14:30 (50分)
(休憩 10分)
- 地元企業事例紹介 14:40~15:00 (20分)
- パネルディスカッション 15:00~15:30 (30分)

《出演者》(予定)

	宇部市	周南市
基調講演	サイボウズ(株)	(株)資生堂
地元企業事例紹介 (10分×2社)	(株)エイム (株)宮商	東ソー(株)南陽事業所 中特ホールディングズ(株)
パネルディスカッション パネリスト 〔県・市・企業・大学〕	知事・宇部市長 (株)エイム (株)宮商 宇部フロンティア大学	知事・周南市長 東ソー(株)南陽事業所 中特ホールディングズ(株) 周南公立大学
~テーマ~(案) 「地域における女性活躍の現状とこれから目指す先について」		

II つながりサポート事業について

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、昨年度に引き続き、NPOの知見やノウハウを活用し、女性に寄り添ったきめ細かな支援に取り組む。

1 実施期間

令和4年4月～令和5年3月

2 対象

様々な困難や不安を抱える女性（年齢不問）

3 実施内容（NPOへの委託により実施）

(1) SNSや電話等による相談

【相談日時】毎週月曜日から金曜日 10時から20時（祝日を除く）

【相談対応】SNS・メール・電話相談、リモートカウンセリング・面接相談

(2) アウトリーチ型支援

相談者の状況を勘案し、家庭訪問や関係機関への同行を実施。

【内 容】当事者の自宅等希望する場所での訪問面談、関係機関への同行支援

(3) 生理用品配布会

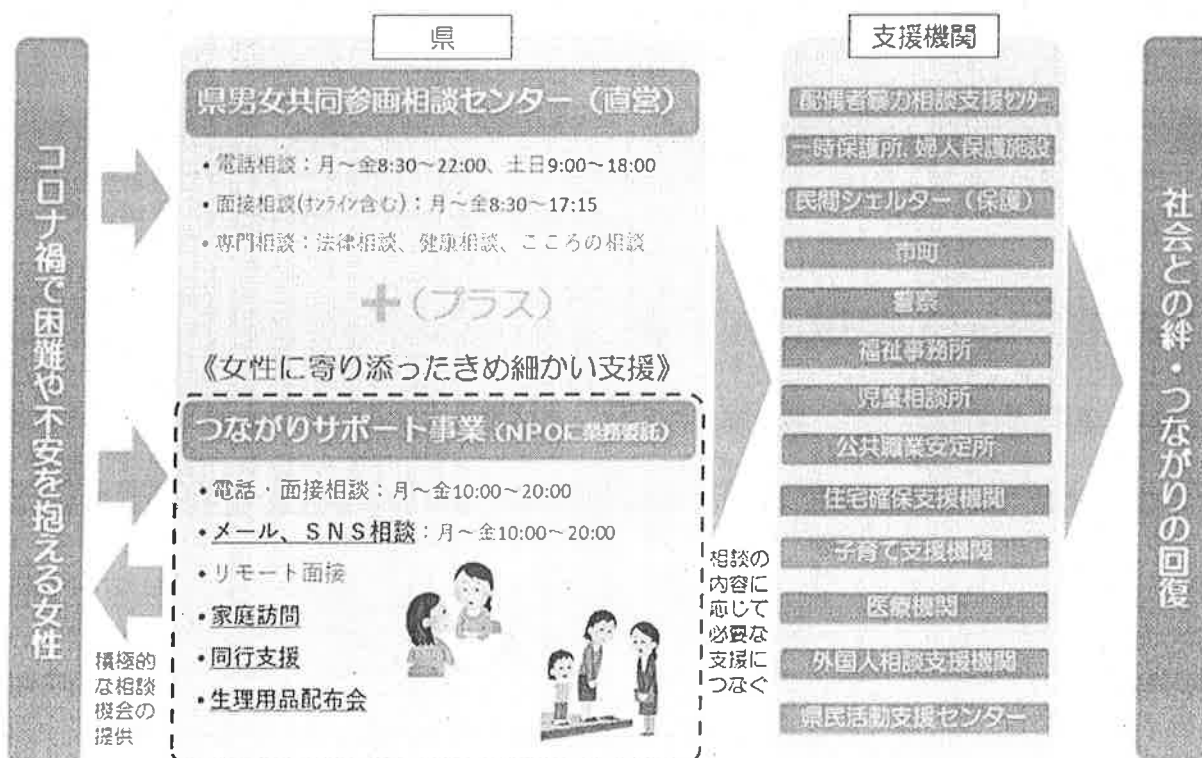
【開催期間】令和4年5月～令和5年2月までの期間に毎月1回程度

【開催場所】県内10箇所程度

【内 容】生理用品の配付等

※協力団体の.Style（ドットスタイル）が運営

つながりサポート事業のイメージ



※支援機関は例示

Ⅲ 男性の家事・育児参画の促進について

男女がともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会を目指して、男性の家庭参画を促進するため、新たに、高校生等を対象とした啓発動画コンテストを実施するとともに、これまでのカジダン講座の成果を盛り込んだ家事ハウツー集（第2弾）を作成・配付する。

1 事業内容

○ 高校生・大学生等を対象とした啓発動画コンテストの実施について

〔目的〕

次代を担う高校生や大学生等が、将来、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的な家庭観・仕事観を形成することができるよう、若者目線の効果的な啓発活動を展開するとともに、若者に家事・育児参画への関心を持ってもらう（自分事として捉えてもらう）取組を推進する。

〔概要〕

区 分	内 容
対 象 者	県内に居住または県内の高校等*、高専、専門学校、短期大学、大学に在籍している生徒及び学生等 *高校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部
募 集 方 法	・ SNS 広告からコンテスト特設サイト（県HP内）に誘導 ・ 学生支援窓口等への周知依頼
選 考 方 法	〔1次審査〕 県、高校教諭、大学教授等による審査 →入賞作品(10点)の選定 〔2次審査〕 動画共有サイトの「いいね」機能を利用した一般投票 →最優秀賞(1点)、優秀賞(3点)、入選(6点)の決定
応 募 対 象 物	1分以内の動画 ※男性が家事・育児参画することのメリットや、男性が家事・育児に積極的に取り組んでみようと思える内容を想定
入 賞 等	・ 最優秀賞 1点（副賞：QUOカード2万円相当） ・ 優秀賞 3点（副賞：QUOカード1万円相当） ・ 入選 6点（副賞：QUOカード5千円相当）

〔スケジュール（予定）〕



〔作品の活用方法〕

- ・ 県HP内の特設サイトに掲載（YouTube動画を埋め込み予定）
- ・ 男性の家事・育児参画関連のイベント（両親学級、育休促進セミナー等）で放映

○ 家事ハウツー集（第2弾）の作成について

〔目的〕

家事に対する負担感を軽減するため、令和元年度から令和3年度に実施したカジダン講座の成果を盛り込み、具体的で実践的な家事ハウツー集（第2弾）として作成・配付し、広く県民に展開することにより、家事参画のきっかけを作る。

〔内容〕

令和元年度から令和3年度に実施したカジダン講座の以下の内容を掲載予定。

- ・講座内で実践した時短家事のコツ、簡単料理レシピ
- ・参加者の声
- ・講師からの応援メッセージ

〔サイズ、作成部数〕

A 5・12 ページ程度、10,000 部

〔配付方法〕

商業施設、スーパー、コンビニ等に配架など

報告事項

I 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

◎ 法律の概要等

1 目的

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などの事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、これらの女性への支援のための施策を推進するもの。

⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

2 主な内容

- ・これまで、困難な問題を抱える女性支援の根拠規定であった売春防止法第4章（保護更生に関する規定）を新法に移管し、女性の福祉、人権の尊重や養護、男女平等といった視点を明確に規定
- ・国・地方の、困難な問題をかかえる女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記
- ・国が定める基本方針に即して、県は基本計画を策定（義務）

＜新法と売春防止法の相違点＞

区分	売春防止法	新法	備考
基本方針	—	厚生労働大臣が策定	R5.4～5 策定予定
基本計画	—	県の策定義務	R6.4 までに策定
相談施設	婦人相談所	女性相談支援センター	県の設置義務
	婦人相談員	女性相談支援員	
保護施設	婦人保護施設	女性自立支援施設	
民間団体	—	民間団体との協働による支援	民間団体に対する補助規定を創設

3 施行期日

令和6年4月1日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

（旧名：婦人相談所）

女性相談支援員

（旧名：婦人相談員）

女性自立支援施設

（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

（主な規定）
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

（主な罰則）
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 娼所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

（主な規定）
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

（主な規定）
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

Ⅱ 「A V出演被害防止・救済法」(通称)について

◎ 法律の概要等

1 目的

A V出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取返しのつかない重大な被害が現に生じていることから、被害の防止・被害者の救済について定め、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

2 概要

- ・ 作品ごとに出演契約書を書面等により交付
- ・ 契約内容、出演契約解消ルール、相談窓口等について、制作公表者による説明義務(違反があれば契約解除可能)
- ・ 契約書面交付から1か月撮影禁止、撮影終了後4か月公表禁止
- ・ 作品の公表前及び公表後1年間は、無条件に契約解除可能
- ・ 出演者は、作品公表の停止、予防、その他必要な措置を請求可能
- ・ 制作公表者から出演者への違約金請求の禁止
- ・ 解除妨害のための不実告知、威迫、契約書交付義務違反等について罰則
- ・ 国による相談体制の整備義務(都道府県は努力義務)

3 施行日

令和4年6月23日



※ 事実行為も含まれる

相 談 体 制

書面交付義務

- 出演する作品がAVであること
- 撮影の日時場所
- 性行為に係る姿勢の具体的内容
- 相手方を特定できる情報
- 作品の公表の具体的方法・期間
- 1. ○ 公表を行う者を特定できる情報
- 1. ○ 内閣府令で定める事項

説明義務

- 上記の各項目
- AVの撮影・公表、出演契約の解消に関するルールの内容
- 顔の映像等により、出演者が特定される可能性があること
- 相談窓口の名称、連絡先等
- 内閣府令で定める事項

契約締結過程に瑕疵あり

取消可能

取消権行使について期間制限なし
(消滅時効期間は5年)

制作公表者等による債務不履行・法定義務違反

解除可能

解除権行使について期間制限なし
(消滅時効期間は5年)

契約締結過程に瑕疵なし

公表後、1年無条件に解除可能

公表がされている場合の差止請求権

プロバイダ責任制限法の特例

映像がネット上に拡散することを防止するための

[取消・解除後の対応]

関連罰則

不実告知又は威迫・困惑行為をした場合：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
契約書等交付義務違反・説明義務違反の場合：6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

経過措置 (2年間) **公表後、2年無条件に解除可能**

検討条項：2年以内に見直し

今後の検討課題について（意見交換）

男女共同参画社会の実現のため、次に掲げる課題について、幅広い観点から御意見を伺いたい。

固定的な性別役割分担意識の解消について

- 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」など、性別を理由として役割を固定的に分けてしまう考え方を「固定的な性別役割分担意識」という。
- 社会における制度や慣行が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことは、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある。
- 県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1)によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について、反対が54.4%、賛成が35.5%と、反対が大きく上回っており、10年前（反対45.4%、賛成44.8%）と比べて改善傾向にある。
- しかしながら、九州地域戦略会議が実施した「6歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間調査」(R2)によると、山口県の女性の家事・育児等時間は、男性と比べると、家事で4倍以上、育児で3倍以上の差があり（女性に負担が大きく偏っており）、意識と行動に乖離が見られる。

【九州・山口6歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間（1週間合計、山口県）】（R2）

	家事時間	育児時間
男性	5時間40分（1日平均48分）	13時間34分（1日平均1時間56分）
女性	24時間00分（1日平均3時間25分）	44時間38分（1日平均6時間22分）

- また、内閣府が実施した「性別による無意識の思い込みに関する調査」(R3)によると、異性に対する思い込みだけではなく、男性・女性自身も無意識のうちに自身で（異性より）強く思い込んでいる場合も見られている。（別紙参照）
- 固定的な性別役割分担意識の解消のため、今後どのような取組が必要と考えられるか、御意見を伺いたい。

令和3年度 性別による無意識の思い込み (アンコンシヤス・バイアス)に関する調査結果 (概要)



対象・項目設計

【対象】全国男女20-60代 10,330人(男性5,069人 女性5,165人 その他96人)

【項目設計】本調査の設計にあたり事前調査を実施した。性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験などの具体事例を自由回答で聴取し、整理・分類のうえ、本調査の測定項目とした。

1 性別役割意識(全体)

○性別役割について、「「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の4段階で聞いたところ、男女共に上位2項目は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が5割前後の高い割合となった。

○男女差が大きく開いたのは「男性は～べきだ」という項目であるが、その他の項目についても全体的に男性が高い割合となった。

性別役割に対する考え

(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)

□ 男女両方で上位10位に入っている項目

男性 上位10項目	回答者数：5069	(%)	女性 上位10項目	回答者数：5165	(%)
1 女性には女性らしい感性があるものだ		51.6	1 女性には女性らしい感性があるものだ		47.7
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		50.3	2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		47.1
3 テートや食事のお金は男性が負担すべきだ		37.3	3 女性に感情的になりやすい		36.6
4 女性は感情的になりやすい		35.6	4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		30.7
5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		31.8	5 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		23.8
6 男性は人前で泣くべきではない		31.0	6 共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ		23.2
7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.3	7 家事・育児は女性がやるべきだ		22.9
8 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		29.8	8 知識のリーダーは男性の方が向いている		22.4
9 家事・育児は女性がやるべきだ		29.5	9 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がよい		22.4
10 家を建てるのは男性であるべきだ		26.0	10 テートや食事のお金は男性が負担すべきだ		22.1

異性に対する思い込みだけでなく、男性・女性自身も無意識のうちに自身で(異性より)強く思い込んでいることもある。